

令和8年8月24日

公 告

陸上自衛隊

福島駐屯地業務隊長 佐 久 間 忍

陸上自衛隊福島駐屯地における展示即売店の設置及び経営希望者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込まれたい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名（公募業種）
展示即売店（業種を問わず。ただし、アルコール類及び生鮮食品を除く。）
- (2) 業務期間（国有財産使用許可期間）
令和9年4月1日から令和10年3月31日の間の営業日
- (3) 設置施設の所在地及び名称
福島県福島市荒井字原宿1 陸上自衛隊福島駐屯地

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、展示即売店の経營業務の全てを自社で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)～(10)に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置方法

国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置場所

- (1) 厚生センターホール

厚生センターホールの使用可能日で、各日3区画以内

(1区画は、5.0㎡。2区画(10.0㎡)又は3区画(15.0㎡)の同時使用も可とする。)

- (2) 厚生センター南側屋外駐車場(キッチンカーのみ)

厚生センター南側屋外駐車場の使用可能日で、各日1区画以内

(1区画は、40.0㎡。)

5 募集要領・仕様書の配布

- (1) 期 間 令和8年8月24日(月)午前9時から

令和8年9月11日(金)午後5時まで

※ 平日12時～13時及び土曜・日曜・祝日を除く。

- (2) 場 所 陸上自衛隊福島駐屯地業務隊厚生科

(住 所) 〒960-2192 福島県福島市荒井字原宿1

(電 話) 024-593-1212 (内線376・379)

(FAX) 024-593-1212 (内線374)

担当：尾形、柳沼

6 その他

細部は、募集要領及び仕様書による。